



災害時に開設する避難所の備蓄品について ～新型コロナウイルス感染防止のために～

災害が発生した際に開設する避難所は、衛生状態の悪化や、長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられます。また「密閉」「密集」「密接」の3密が起こりうる可能性が高く、新型コロナウイルスがまん延しやすい状況になります。

避難の際の留意点は、下に記載『◆災害時の避難行動に際してのお願い◆』のとおりですが、災害時の避難所開設にあたり、町が感染防止のために備蓄している備蓄品の主なものをご紹介します。



プライベートルーム 10基

【脱衣や授乳のためのスペースですが、必要に応じ、発熱などの症状がある方のスペースとしても利用できます。】
(W2.1m × D2.1m × H2.2m)



間仕切り 216基

【密集をさけるためのスペース(2~4人)】
(W2.1m × D2.1m × H1.5m)



不織布マスク 2,500枚



換気用扇風機 6台

◆災害時の避難行動に際してのお願い◆

- 1 災害時の避難先として、避難所以外の安全な場所(例えば親戚や知人宅など)が確保できる方は、前もって避難場所を確保し、そこを避難場所としてください。
- 2 避難が遅れた方は、夜間や風雨が強い場合など、屋外へ出ることにより、かえって命に危険が及ぶことがありますので、安全を確保しつつ、そのまま家に留まってください。
*危険が迫っているような場合は、役場(68-2211)にご連絡ください。
- 3 上記2の在宅避難の場合で、土砂災害警戒区域、またはその付近にお住まいの方は、ご自宅に接する斜面と反対側の部屋(2階がある場合は2階)に避難してください。
- 4 避難所では、頻りに手洗いするとともに、マスクの着用など咳エチケットなどの基本的な感染対策を徹底してください。

お問い合わせ先 役場総務課 消防交通係 ☎68-2211 (内線316・317)

男女共同参画ってなあに? Part 75

ワーク・ライフ・バランス ~男性編~

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、「仕事」と「生活」(家事や育児、介護、趣味や自己啓発などの仕事以外の時間)との調和がとれていて、どちらも充実していることです。

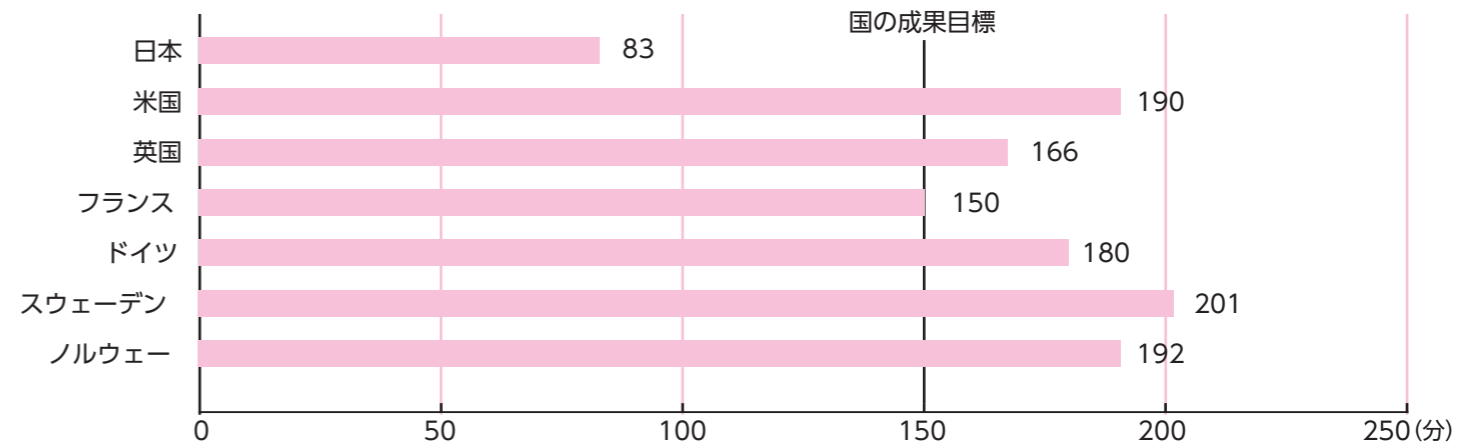
これは、仕事と生活どちらを重視するか、ということではありません。「生活が充実すると、仕事も頑張れる」「仕事がうまく、私生活も潤う」といった相乗効果を得ることです。

今回は、男性のワーク・ライフ・バランスについてです。国では、第4次男女共同参画において6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間を令和2年までに1日あたり2時間30分とする成果目標が掲げられています。女性活躍促進に向けた取組(※1)が進む一方、男性が家事・育児等を自らのことと捉え主体的、積極的に参画するといった動きは少しずつ進んでいるものの、まだ十分とは言えません。



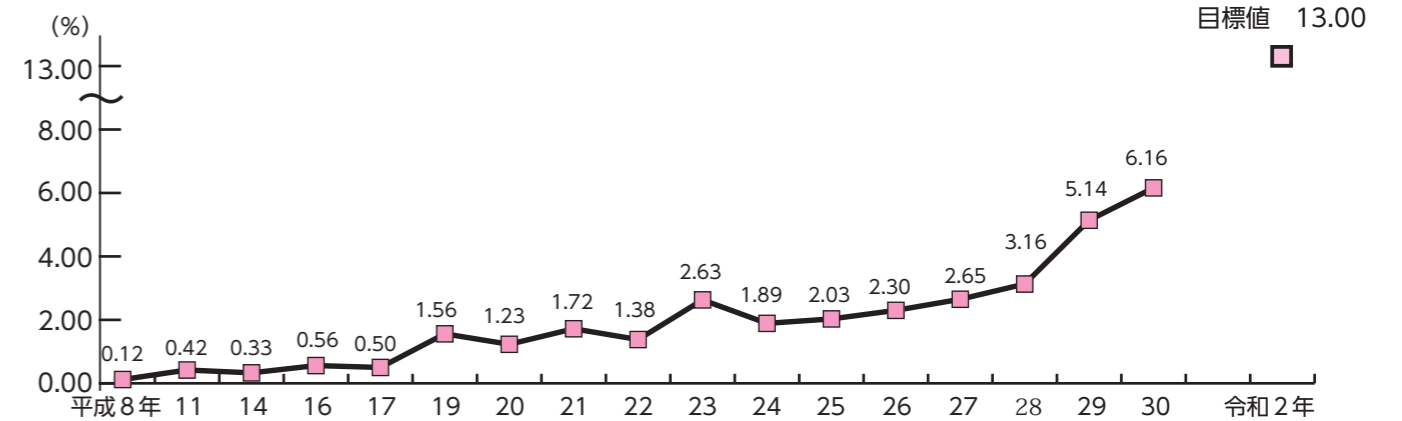
下記は男性に関する情報です。

【6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(1日あたり) - 国際比較 - ※2】



国際比較において、日本人男性の家事・育児関連時間を諸外国と比較してみると、日本は先進国中最低の水準となっています。国の成果目標に対して、達成率は約55%となっています

【民間企業の男性の育児休業取得率の推移】



民間企業に勤める男性の育児休業取得率の推移を見てみると、初めて男女共同参画基本計画が策定された当時(平成12年)から平成30年まで、およそ5.7%の増加が確認できるものの、国の定める『令和2年までに13%』という成果目標には及んでいません。

【課題は?】

- 男性の家事・育児等への参画に向けた職場意識の改善
- 育児に主体的に関わるための育児休業等取得促進
- 家事・育児等に対する男性の知識やスキルの向上など

以上のことから、日本における男性の家事・育児関連時間は国際比較をすると水準がとて低く、その理由の1つとして、育児休業取得率が国の成果目標の5割程度の達成率であることがわかりました。最近では、共働きの世帯が増加し、子育てに関わりたいと思う男性も増えてきています。今後更に男性の家事・育児の参画を促進するためには、職場における有給休暇や、育児休暇への取得促進のような短期的な取組と合わせ、伝統的なジェンダーバイアスからの脱却を図るといった、長期的な視野に立った意識の変化も必要です。それにはまず、今の子育て世代から意識を変えていくことが重要であるとともに、周りの人もこのことについて認識する必要があるのではないのでしょうか。

※1 女性活躍推進法(2016.4制定)

※2 内閣府男女共同参画局「平成28年社会生活基本調査」の結果から～男性の育児・家事関連時間～(2017)

※3 内閣府 仕事と生活の調和推進室「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2019(2020)